

埼玉県医療提供施設等処遇改善・物価上昇支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 医療提供施設等における賃上げ・物価上昇に対する支援として、埼玉県医療提供施設等処遇改善・物価上昇支援事業給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において支給するものとし、本給付金の交付に関しては補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 本給付金は、別表1に掲げる医療提供施設等（県内に所在し、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある医療提供施設等に限る。）に対して、県が実施する以下の事業に必要な費用を交付の対象とする。

- 一 医療提供施設等処遇改善支援事業
- 二 医療提供施設等物価上昇支援事業

(処遇改善支援の対象者)

第3条 処遇改善支援の対象者は、対象医療提供施設等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- 一 対象医療提供施設等の管理者
- 二 対象医療提供施設等を開設する法人の理事長
- 三 対象医療提供施設等を運営する個人事業主
- 四 保険薬局の開設者

(処遇改善の内容)

第4条 原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

(交付額の算定方法)

第5条 給付金の交付額は、次により算出するものとする。また、算出された額の合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一 医療提供施設等処遇改善支援事業

別表3に基づき算定される基準額と第4条に基づく処遇改善額を比較し低廉な額

二 医療提供施設等物価上昇支援事業

別表3に基づく基準額

(交付の申請等)

第6条 申請者は、交付申請書兼請求書(様式第1号)を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、申請者が正当な理由なく、第1項の交付申請書兼請求書の補正に応じない場合は、当該書類の効力を失う旨を通知するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類の添付は要しないが、申請者において適正に保管し、知事の求めがあった場合には、速やかに提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 本給付金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)

二 その他、知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

一 偽りその他の不正な手段を用いて、埼玉県からの補助金、給付金等の金銭の交付を受け又はその交付の申請をしたことがないこと。

二 令和8年1月1日において廃院・廃止していないこと。

(交付決定の通知等)

第9条 規則第7条の交付決定通知は次のとおりとする。

一 医療提供施設等処遇改善支援事業

交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

二 医療提供施設等物価上昇支援事業

交付決定・確定通知書(様式第3号)のとおりとする。

2 知事は、申請者が第2条、第6条及び前条の規定により、本給付金の交付の要件を満たしていないものと認められるときは、本給付金を交付しない。

3 前項の規定により、本給付金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通

知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の概算払）

第10条 知事は、必要があると認める場合は、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

（給付金の実績報告）

第11条 規則第13条の本給付金の交付に係る実績報告については、次のとおりとする。

- 一 医療提供施設等処遇改善支援事業
実績報告書（別紙様式2）に、知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に報告するものとする。
- 二 医療提供施設等物価上昇支援事業
第6条第1項の規定による交付申請書兼請求書の提出をもって完了とする。

（給付金額の確定）

第12条 規則第14条の確定通知は次のとおりとする。

- 一 医療提供施設等処遇改善支援事業
確定通知書（様式第5号）のとおりとする。
- 二 医療提供施設等物価上昇支援事業
交付決定・確定通知書（様式第3号）のとおりとする。

（給付金の返還）

第13条 知事は、交付すべき給付金の額を確定した場合において、既にその金額を超える給付金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について返還を命ずるものとする。

- 2 給付金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

（状況報告及び是正措置等）

第14条 知事は、本給付金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本給付金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本給付金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

（決定の取消し等）

第15条 知事は、交付決定を受けた者が、交付決定後に交付対象でない事実や不法

又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、本給付金の支払後においても適用があるものとする。
- 3 規則で定める給付金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(本給付金の支払いが完了されない場合の取扱い)

第16条 知事が第9条第1項の規定による交付決定通知書又は第12条の規定による確定通知書を当該申請者に通知した後、第7条第2項第1号の規定に基づき提出のあった本給付金の振込先口座(指定先口座の変更を届け出ている場合にあっては、当該届出をした振込先口座とする。)に振込みを行うを行ったにもかかわらず、振込先口座への振込みが当該医療提供施設の廃止に伴う口座停止等の事由により完了できない場合は、辞退の届出があったものとみなし、本給付金を支給しないことができる。

- 2 前項の規定を適用した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第17条 給付を受けた医療提供施設等は、本事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

- 一 給付を受けた医療提供施設等が地方公共団体の場合

事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 二 給付を受けた医療提供施設等が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(暴力団排除措置)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱による給付金を交付しないことができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 五 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が一号から四号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 六 補助事業を実施するに当たり、法人等が、一号から四号までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（五号に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。
- 2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による給付金の交付の決定を取り消すことができる。
 - 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した給付金の返還を命じるものとする。

（留意事項）

第19条 本給付金の交付を受けるに当たり次の点に留意すること。

- 一 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は処遇改善に充てること。
- 二 処遇改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- 三 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。
- 四 本事業により処遇改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による処遇改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに処遇改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められ

るものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

五 現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の処遇改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

- ・ 事務職員
- ・ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

六 給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

（その他）

第20条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月30日から施行する。

別表1（第2条関係）

支援区分	支援対象医療提供施設等
処遇改善支援	有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（令和8年3月1日時点で別表2に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている施設）
	保険薬局（令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※）する施設）
	医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※）する施設
物価上昇支援	有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び保険薬局

※ 「実績報告書」（別紙様式2）において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

別表2

0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
0102 入院ベースアップ評価料（医科）
P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
訪問看護ベースアップ評価料（I）

別表3（第5条関係）

支援区分	支援対象医療提供施設等	基準額
処遇改善支援	有床診療所（医科・歯科）	使用許可病床数×72千円（※1）
	無床診療所（医科・歯科）	1施設×150千円
	訪問看護ステーション	1施設×228千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設×145千円

	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設×105千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設×70千円
物価上昇支援	有床診療所（医科・歯科）	使用許可病床数×13千円（※3）
	無床診療所（医科・歯科）	1施設×170千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設×85千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設×75千円
	所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局	1施設×50千円

※1 使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支給する。

※2 厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

※3 使用許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を支給する。

備考

- 1 各診療所における病床数は、医療法第27条に基づく使用許可病床数を原則とする。